# 教育委員会定例会議事録

平成29年12月21日 午後2時00分 開議

## 出席委員

教	育	長	髙	本	訓	久
委		員	渡	辺	時	行
委		員	林		正	美
委		員	菅	沼	由責	貴子
委			戸	苅	恵理	里子

#### 説明のための出席者

教育部長	関	原	秀	_
教育部次長兼庶務課長	鈴	木	敏	彰
教育部次長兼学校教育課長	今	泉	_	義
教育部次長兼中央図書館長	細	井	正	久
学校教育課主幹	三	浦	孝	裕
生涯学習課長	前	田	清	彦
スポーツ課長	小	島		基
学校給食課長	寺	部		優
中央図書館主幹	尾	崎	浩	司

## 教育長が指定した事務局職員

主	事	瀬	野	正	章
主	事	築	瀬	正	洋

### 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第29号議案 教職員の任用について (非公開)
- 第3 その他報告 豊川市いじめ防止基本方針の改定について
- 第4 その他報告 平成29年12月定例市議会における教育問題について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署 名委員は、教育長において、林・戸苅両委員を指名いたしますのでよろしくお願いい

たします。

「**髙本教育長**」 次に日程第2、第29号議案「教職員の任用について」を議題といた します。なお、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議 内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から説明 をお願いします。

「今泉教育部次長」 日程第2、第29号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第3、その他報告「豊川市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 学校教育課から説明させていただきます。豊川市いじめ防止基本 方針の改定案、概要版及び各校が定める学校いじめ防止基本方針の雛形を配付させて いただきました。

まず、今回の改定案についてご説明申し上げます。豊川市が定める豊川市いじめ防止基本方針については、いじめ防止対策推進法及び文部科学省の定める、いじめの防止等のための基本的な方針に基づいて平成29年3月に策定いたしました。この策定とほぼ同時期である平成29年3月14日にいじめの防止等のための基本的な方針の改定があったため、昨年度に定めた基本方針にはその改定内容を盛り込むことが出来ませんでした。そのため、豊川市いじめ防止基本方針について、文部科学省の方針の改定内容を盛り込み、より実効性のあるものとするための改定を行うものでございます。

改定案に沿って主な改定内容についてご説明申し上げます。2ページ、3 いじめの理解、具体的ないじめの態様、について、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」という文言を加入いたしました。これはいじめに対する捉え方をより明確にさせるための改定でございます。

次に、5ページ、(2) いじめ防止等のための取組、のうち、⑥学校評価等の改善、 といたしまして、学校評価や教員評価について、学校いじめ防止基本方針に基づく取 組の実施状況を評価項目に位置付ける事を明確にしました。

6ページをご覧下さい。(2)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織、のうち、①組織の役割として、学校いじめ防止対策委員会の役割をより明確にいたしまし

た。具体的には、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための指導内容のプログラム化を図る事、校内研修を含めた年間計画を作成する事、PDCAサイクルによる点検・見直しを行う事、全教職員がいじめの相談・通報に対応できるようにマニュアルを定める事などでございます。さらに、教職員が個人で抱え込むことなく、学校いじめ防止対策委員会が組織として対応を行う事を明文化いたしました。

8ページ、(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化、において、「いじめが解消している状態」について明文化いたしました。具体的には、①として、いじめに係る行為が止んでいると判断するためには少なくとも3ヶ月以上、その状態が続いていることとするもの。②として、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを判断するために面談等を行い確認する必要があるとするもの。について追加させていただきました。

これらの改定を盛り込んだ概要版を作成し各学校に示してまいります。これらの業務を網羅することで学校現場の負担が大きくなってまいりますので、少しでも緩和できるように、今後、学校が策定することとなる、学校いじめ防止基本方針についての年間計画やマニュアルなどの雛形を各学校へ配付する予定でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

「髙本教育長」 ただいまの提案について、ご質疑がありましたらご発言ください。

「林委員」 2点の質問をさせていただきます。1点目といたしまして、いじめの問題について難しい点は、加害者の子をどのように指導していくかということであると考えます。加害者本人とその家庭が理解できるまで、継続的に指導していく必要がありますが、それについてはどのような取組をされるのでしょうか。2点目といたしまして、いじめの防止には教職員の力量が重要な要素となってくると考えます。教育委員会全体が意思統一をして同一歩調で進めていく必要がありますが、そのために学校任せにせず、教育委員会として研修の機会を持つなどの対応をしていただけるのか伺いたい。

「高本教育長」 2点の質問をいただきました。事務局から順次お答えいただきたい。「今泉教育部次長」 まず1点目のご質問についてお答えします。8ページをご覧ください。③いじめへの対処、といたしまして、学校が対応チームの編成と対応方針を速やかに決定し役割分担に基づき対応するものと定めております。その体制を以って、「エ」に定めてございますように、いじめた児童生徒に対し自分の行ったことを振り返らせるなどの適切な指導を行い、さらに、保護者に対して事実を伝えるとともに、親子で問題に向き合うことが出来るように指導を行うとして明文化いたしました。これを学校組織全体で対応を行うための道筋とするものでございます。また、情報提供を受けた教育委員会が、子育て支援課や児童相談所との連携を調整し、さらに大きな組織で対応し解決していくものでございます。

2点目の質問である研修会の開催についてご説明申し上げます。生徒指導につきましては、毎年度、専門の方を招聘し研修会を実施しております。担当者は年々代わっ

てまいりますので、研修内容は年々広がっていくものと考えています。その他に、中学校ブロック単位で不登校や生徒指導を含めた地区ごとに抱える課題に対応する様々な研修会を実施しております。このような取組により、個人と全体の力量の向上に努めております。

この基本方針には、教職員全員がいじめへの対処マニュアルを机上に設置することとしており、教職員が常にいじめを意識する環境となりました。また、組織で対応することから、その中心となる教職員は責任感を持って問題解決や未然防止に向けて、さらに研鑽に励むこととなります。その結果、集団として高いレベルで対応できるものと期待しております。

「高本教育長」 関連していても結構です。ご意見などありましたらご発言ください。「戸苅委員」 7ページ、(3)、「カ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないよう、細心の注意を払います。」と記載されていますように、教職員は児童生徒にとって、大変影響力のある存在です。本人が気付かずに不適切な発言を行うことももしかしたらあるかも知れませんので、そのようなことが無いように、研修などを通じて丁寧に指導していただきたい。

「今泉教育部次長」 さりげなく言ってしまう言葉の中で、もしかしたら子ども達を傷っけているのではないかということがあります。そのあたりを注意していただきたいと考えておりまして、先日の校長会の場で、具体例を入れた「この言葉使っていませんか」という資料を各学校に配付して注意を促しました。その他にも、地域の方や保護者が学校を評価する学校評価というものを実施しておりますが、その中にも多くの意見が寄せられます。そういったものを教職員が自らの振り返りの機会として捉え、全体のスキルを上げていくように指導してまいります。

「**戸苅委員**」 もう1点、関連して質問させていただきます。不適切な発言を行うような教職員が居た場合、学校は助言し合えるような環境なのでしょうか。

「**今泉教育部次長**」 学校内でのそのような指導は教頭が中心となって行います。さら に学年主任なども協力して行うこととなります。

「**髙本教育長」** 他にご意見などございますか。

「**菅沼委員**」 各学校が策定することとなる、いじめ防止年間指導計画は平成30年4 月開始として進めているということでよろしいですか。

「今泉教育部次長」 本日、ご意見をいただき修正したものを総合教育会議に諮り、改定をすすめてまいります。3月には正式に完成させる見込みでございますが、4月から動き始めることを前提とした学校いじめ防止基本方針の策定を各学校に求めてまいりますので、必要な情報提供を学校に対して行いながら進めてまいります。

「菅沼委員」 子ども達のためにも、少しでも早く動き出していただきたい。

「**林委員**」 今回の基本方針には、家庭の役割や地域の役割がしっかりと明文化されていますが、この役割を理解していただくために、家庭や地域に対してどのように啓発を進めていくのか伺いたい。いじめというものは何処で起こるかわかりませんので、

学校と家庭、地域が一緒になって取り組んでいくことが理想であると考えるため質問させていただきます。

「今泉教育部次長」 4月には各学校において、学校いじめ防止基本方針が策定されていますので、新しい体制のPTA総会や学校運営協議会などで周知していくこととなります。

「菅沼委員」 概要版を保護者に配付するということはいかがでしょうか。

「今泉教育部次長」 学校が策定する学校いじめ防止基本方針をもとに各学校やその保護者、地域が動くこととなるため、この豊川市いじめ防止基本方針の概要版よりもさらに踏み込んだ内容のものが周知できると良いのではないかと考えます。情報発信に努めてまいりますが、その内容についてはご提案も踏まえまして最良の方法を検討してまいります。

「**髙本教育長**」 周知の1つの方法としてチラシやポスターなどもあります。手作りのものを市役所や公民館などに掲示していただくことでも、一般の方々に取組が始まったことが伝わるのではないでしょうか。そういったことについても一度ご検討ください。

「**林委員**」 一般の方がいじめを見かけた場合に対応していただけるような、きっかけとなるような周知がされると良いですね。連絡先が書かれていても良いですね。

「**髙本教育長**」 周知の内容について、情報量が多すぎると読む負担が大きくなって読まれにくくなってしまうこともあります。いじめに対して取組をしていますということ、何か気にかかることがあったら連絡や相談していただきたいということが、見た方に伝わるものにしていきたいですね。貴重なご意見ありがとうございました。他に何かご意見などがありましたらご発言ください。

学校が策定するいじめ防止年間指導計画やマニュアルなどについて今お手元に示させていただいたものは作成例として提案するものでございます。こちらについては何かご意見などはございますか。

「菅沼委員」 ある程度共通の内容を網羅しつつ、学校独自の取組を組み入れていただけるということですね。

「**髙本教育長**」 各校が独自に行うことはありますが、大切な部分が外れてしまうこと はありませんので、それぞれが大きく変わってくることは無いと考えております。他 に何かご質問などはございますか。よろしいでしょうか。それでは、日程第3、その 他報告「豊川市いじめ防止基本方針の改定について」の報告を終了させていただきます。

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第4、その他報告「平成29年12月定例市議会に おける教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「**関原教育部長」** 「平成29年12月定例市議会における教育問題について」を資料に基づいて説明。

「髙本教育長」ただ今の説明について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸苅委員」 10ページの不審者情報の配信方法に関連してご意見させていただきます。私もメール配信の登録をしており、昨日の5時20分に発生した不審者の事案について、7時半前にはメールで配信がされました。子ども達の安全のためにも大変有効なシステムであると思いました。

「**今泉教育部次長**」 学校側からも登録呼びかけを行っており、多くの方に登録いただき有効活用されております。

「**髙本教育長**」 大変有効であるというご意見をいただきました。学校側からの呼びかけだけでなく、保護者間からも伝えていただきさらに広げていただきたいですね。

「菅沼委員」 地域の方々も皆さん登録されています。

「**髙本教育長**」 校区の見守り隊の方々なども登録していただいていますね。他に何か ご意見などはございますか。

「**林委員」** 2 1 ページの質問に関連して質問させていただきます。国は子ども達の教 育について英語教育や情報教育の充実を強く打ち出していますが、私は自然と触れ合 う事と物を作る体験も大変重要な教育であると考えています。英語教育や情報教育な どの推進が加速していくことで直接体験の機会が減ってしまい、間接経験による知識 だけを持った子ども達が増えてきてしまうのではないかと大変危機感を持っていま す。平成30年度から教育問題懇談会事業を立ち上げることを伺っております。この ような問題を取り上げて、有識者で話し合っていただくことは出来ないでしょうか。 「鈴木教育部次長」 教育問題懇談会事業については、教育委員会全体のレベルアップ に繋がるような提言を出していただき、それに基づいて施策の構築をしていくという ものでございます。平成30年度は小中学校の適正規模に関する基本方針の策定に関 してご審議いただく予定でございます。テーマを絞って取り組んでまいりますので、 1年に複数の課題を平行して取り扱っていくことは想定しておりません。小中学校の 適正規模については大きな問題でございまして、近隣の市町村でも策定した計画につ いて見直しを行いながら4年ほどかけて進めている例もございます。また、現段階で は会議を立ち上げていくための準備を行っている段階でもございますので、次年度以 降にどのような内容をご審議いただけるかはまだ決まっていない状況です。林委員の ご発言のとおり、教育の大きなテーマを取り上げていく場としてまいりますので、い ただいたご意見も参考としながら検討させていただきたいと考えております。

「林委員」 日本でノーベル賞を受賞したような方の子ども時代を調べた事があるのですが、多くの方が自然と触れ合っており、物を作ったり壊したりする経験をしています。そうした事から経験が育まれて良い結果に結び付いたのであると考えています。直接体験から得られるものは大変大きいため、もっとそのことについて豊川市教育委員会として考えていただきたいです。また、多くの方の意見を是非聞いてみたいと思います。よろしくお願いします。

「髙本教育長」 ご意見を交わす場の一つとして教育問題懇談会事業が挙げられました

が、その会議として取り上げることが難しいテーマであれば、他に意見交換するような機会などを可能な範囲で考えていただきたいと思います。

「林委員」 17ページからの質問にあります、教職員の多忙化解消について意見させていただきます。休暇の取得や時間外労働に対する教員の意識を変えるということは大変難しいと思いますので、校長がリーダーシップを取りながら粘り強く進めていただきたい。また、教育委員会としても校長会と連携しながら校長をバックアップしていただきたい。よろしくお願いします。

「髙本教育長」 ご要望として承りました。

「林委員」 35ページのスポーツに関して質問です。市民意識調査の結果によると現在行っているスポーツについて、1位がウォーキング、2位がゴルフとなっています。ウォーキングについては平成30年度から教育委員会として推進して行くことを伺っておりますが、2位のゴルフについてはどのような考えがありますか。

「関原教育部長」 この調査は、アンケート用紙に記載された種目のうちから選択していただいた結果でございますが、全てを公共が準備していく必要があるとは考えておりません。この他にもスポーツジムや筋力トレーニングなど様々な趣味を持った方が多く存在しています。そういったことも踏まえながら、調査の結果から健康志向が高いという事実を捉え、そこを伸ばしていくための施策について、保健センターや介護関連などとも協力しながら進めていくことがこれからの方向性ではないかと分析しております。野球やサッカーなど、公共でないと施設整備ができないというものもありますので、併せて最低限の支援は公共としても必要であると考えております。

「**林委員**」 よくわかりました。ウォーキングについて平成30年度から具体的な動きがあるという事は非常に素晴らしいと思いますので是非推進していただきたい。

「髙本教育長」 確認ですが、スポーツに関する市民意識調査は一般市民を対象としたものですよね。

「**関原教育部長」** 無作為で抽出した方に対して郵送により調査を行っております。

「小島スポーツ課長」 平成21年と平成26年に実施しております。これは、豊川市スポーツ振興計画の策定と改訂に併せて調査したものでございます。現在行っているスポーツについて、ウォーキングと回答した方の割合は34.4%、ゴルフが13.0%、ジョギング・ランニングが11.0%でございました。体操・健康体操が8.3%、スポーツジム・筋力トレーニングが7.9%となっており、他、グラウンドゴルフ、野球、ヨガ、水泳、テニスなど多くのスポーツが約5%前後の方に活動されているという結果でございました。

「渡辺委員」 調査の対象者について、年齢要件が無作為であるという意味ですか。 「小島スポーツ課長」 住民基本台帳等による無作為抽出により調査対象者を決定して おり、各年代、男女別、校区別など様々な形で統計結果を集計し分析しております。 「関原教育部長」 回答率は高年齢の方が良い傾向にあります。

「髙本教育長」 昨今、ゴルフ人口が減少傾向にあるように感じていたため、現在行っ

ているスポーツの統計結果 2 位にゴルフが入っており、豊川市民はゴルフ好きな方が 多いのだと改めて知りました。

「**渡辺委員**」 ゴルフをする方は一般的に年齢層が高い方が多いと思います。野球では、 少年野球から草野球まで幅広い年齢層の方が行っているということもあります。その ような傾向を統計から捉えながら、より多くの方が参加できるような施設を提供して いくというのは大変良いことであると思います。

「**髙本教育長**」 先程、お話が出たように、統計のある20歳代以上の全ての年代がスポーツの目的について、健康を保持、増進するためと回答しており、これを一つの理由として、市としても応援していくものでございます。

「戸苅委員」 31ページ、スポーツ公園が計画された経緯についての答弁に関して質問です。平成4年にスポーツ公園の基本構想が公表され、平成24年に野球場が完成しています。完成までにかなりの年月を要していますが何か理由がありますか。

「**関原教育部長**」 この地域は埋立地として使用されており、昭和53年にその使用が開始されました。埋め立てを終了したのが平成12年2月末でございます。当初の予定よりも、排出量の削減などを進めながら埋め立てを実施していたこともあり、埋立地をより長く使用出来たことが大きな要因でございました。その他、計画策定時から社会情勢が変化してきており、財政的な面で事業の進捗が当初計画どおりに進めていけないという点もございます。

「髙本教育部長」 他に何かご意見などはございますか。

「**渡辺委員**」 18ページ、教職員の多忙化解消に関することとして、夏休み期間の活用について答弁がされています。いろいろな団体からの作品募集も年々多くなっているとの発言がありますがどのような現状か伺いたい。

「今泉教育部次長」 今年、教育委員会を通して募集されたものが、習字などの作品を含めまして70件ありました。

**「渡辺委員」** どういうところから募集があるのでしょうか。

「**関原教育部長**」 火災予防、交通安全、ごみ関係、人権、赤い羽根などについて、ポスターや習字を始めとする啓発のため市が行っている作品募集が多くあります。

「渡辺委員」 子どもの作品展示を上手く活用しようという動きから作品募集が多くなってきているのは分かるのですが、教員の多忙化の解消を考えるのであれば、ある程度、募集を抑えていくことを検討してはいかがでしょうか。

「今泉教育部次長」 多忙化の解消を図る中で、豊川市から学校へ依頼するような作品 募集については、依頼をかける前にその必要性を再検討していただきたいということ を各課へ周知いたしました。また、募集の形態についても、作品点数を学校別にノル マ化するのではなく、描きたい児童生徒が自由に募集するものとしていただきたいこ とや、作品集約について、学校が集約からラベル添付、提出まで求められない様にし ていただきたいことなどについても各課で検討いただけるようにお願いしていく予 定でございます。 「**関原教育部長**」 作品の審査員を教職員に依頼する場合もあるのですが、そちらについてもできるだけ控えていただくように考えております。

「今泉教育部次長」 教職員は子ども達を通して地域と繋がっている存在であるため、 学校が受ける様々な依頼に対して断ることが難しいというのが実情です。少しでも、 業務量を削減できるような動きを作って行きたいと考えております。

「**渡辺委員**」 新たなことが年々求められるようになってきているため、少しずつ業務 も増加してきてしまったということですね。

「今泉教育部次長」 各学校に対して代表作品の提出を求められてしまうと、小規模校では作品提出者を指定しなくて集まらない場合もあります。その不公平感も考慮し、案内チラシによる作品募集を禁止している市町村もあるそうです。そこまで強行にやる必要があるとは考えていませんが、教職員の多忙化解消を念頭においていただき、新たな作品募集については、その募集の重要性を今一度検討いただきたい旨を周知してまいります。

「**高本教育長**」 学校は地域との助け合いが必要であるため、地域からの依頼であった場合は断りづらいということなども募集件数が増加してきてしまった一つの理由かもしれませんね。

「渡辺委員」 教職員の多忙化解消は必要ですが、作品を展示することが子どもにとっての励みになるという側面もあるため、バランスを取りながら進めていただきたい。「髙本教育長」 他にご意見やご質問がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。それでは、日程第4、その他報告「平成29年12月定例市議会における教育問題について」の報告を終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後3時48分 閉会)